＜別紙３＞

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ通所リハビリテーション利用料金表

令和8年6月1日

法定一部負担金		負担割合（1割）	負担割合（2割）	負担割合（3割）
介護度別一部負担金（通常規模型）（6時間以上7時間未満）	要介護　1	715円	1,430円	2,145円
	要介護　2	850円	1,700円	2,550円
	要介護　3	981円	1,962円	2,943円
	要介護　4	1,137円	2,274円	3,411円
	要介護　5	1,290円	2,580円	3,870円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算負担金	通常の事業実施地域を超えサービス提供を行った場合	所定単位数の5%を加算		
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47円	-94円	-141円
入浴介助加算負担金（Ⅰ）	入浴をした場合	40円	80円	120円
入浴介助加算負担金（Ⅱ）	入浴をした場合で一定の要件を満たした場合	60円	120円	180円
リハビリテーションマネジメント加算イ負担金	開始月から6か月以内（実施条件あり）	560円/月	1,120円/月	1,680円/月
	開始月から6か月超（実施条件あり）	240円/月	480円/月	720円/月
リハビリテーションマネジメント加算ロ負担金	開始月から6か月以内（実施条件あり）	593円/月	1,186円/月	1,779円/月
	開始月から6か月超（実施条件あり）	273円/月	546円/月	819円/月
リハビリテーションマネジメント加算ハ負担金	開始月から6か月以内（実施条件あり）	793円/月	1,586円/月	2,379円/月
	開始月から6か月超（実施条件あり）	473円/月	946円/月	1,419円/月
事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	上記リハビリテーションマネジメント加算に加えて	270円/月	540円/月	810円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算負担金	個別リハビリテーションを集中的に行った場合（実施条件あり）	110円	220円	330円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）負担金	週２回を限度	240円	480円	720円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）負担金		1,920円/月	3,840円/月	5,760円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算負担金	開始月から6か月以内（実施条件あり）	1,250円/月	2,500円/月	3,750円/月
若年性認知症利用者受入加算負担金	若年性認知症の方を受入れ、担当スタッフを中心にサービスを行った場合に算定	60円	120円	180円
栄養アセスメント加算負担金		50円/月	100円/月	150円/月
移行支援加算負担金		12円	24円	36円
栄養改善加算負担金	月2回限度	200円	400円	600円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）負担金	6か月に１回限度	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）負担金	6か月に１回限度	5円	10円	15円
口腔機能向上加算（Ⅰ）負担金	月2回限度	150円	300円	450円
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ負担金	月2回限度	155円	310円	465円
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ負担金	月2回限度	160円	320円	480円
重度療養加管理算負担金		100円	200円	300円
中重度者ケア体制加算負担金		20円	40円	60円
退院時共同指導加算負担金	退院時1回を限度	600円	1,200円	1,800円
科学的介護推進体制加算負担金		40円/月	80円/月	120円/月
リハビリテーション提供体制加算負担金	6時間以上7時間未満	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）負担金		22円	44円	66円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）負担金	介護職員への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金　※表1			

＜別紙３＞

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ通所リハビリテーション利用料金表

令和8年6月1日

利用料金		
食費	食事負担金	650円
キャンセル料	急きょ（当日８：30以降）利用を中止した場合の食費	650円
おやつ代	希望により食事以外に提供する飲食物　※課税対象	150円
教養娯楽費	※注１	100円
日用品費	※注１	100円
材料費	機能訓練にて個人的に必要な材料費	実費
おむつ代	施設備え付けのおむつを使用した場合	実費
施設利用料等領収証明書	1通につき　※課税対象	300円

※課税対象となっている料金は、別途消費税をいただきます。

表1

処遇改善加算名	加算算定率
処遇改善加算（Ⅰ）イ	10.3%
処遇改善加算（Ⅰ）ロ	11.1%
処遇改善加算（Ⅱ）イ	10.0%
処遇改善加算（Ⅱ）ロ	10.8%
処遇改善加算（Ⅲ）	8.3%
処遇改善加算（Ⅳ）	7.0%

※処遇改善加算額は、法定一部負担金合計額を基に算出します。

注１　市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯などは保険者の認定により軽減措置があります

注２　教養娯楽費／レクリエーション（祭等含む）費用、行事費用、調理実習費用、喫茶費用等

　　日用品費／入れ歯洗浄剤、シャンプー、リンス費用等

※ 上記金額は一部を除き日額表示です。利用形態により加算算定が変動します。